

# 身体障害者が補助犬を同伴する際には、 使用管理の責任が義務付けられています 安心して補助犬の同伴を受入れてください



日々のブラッシングや胴着の着用などで**衛生管理**をしています。

吠える、暴れることなく、足元で待機するよう**行動管理**をしています。

ユーザーが指示したときに、指示した場所で**排せつ管理**をしています。

※避難所は日常の生活環境とは異なり、普段どおりの使用管理が難しい場合も考えられるため、ユーザーの声をうかがいながら、**適切なサポート**をお願いします。

## ◆身体障害者補助犬の使用とは◆

身体障害者補助犬は、目や耳、手足に障害のある人のサポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。  
補助犬法に基づいて、必要な訓練を受けています。また、ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかりを行い、社会のマナーを守って清潔にしています。

### 盲導犬の使用

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけて盲導犬と表示しています。



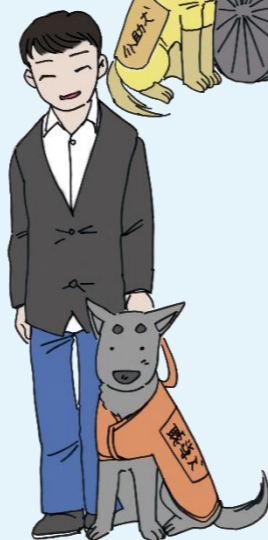
### 介助犬の使用

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。ものを拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。介助犬と表示しています。



### 聴導犬の使用

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAXの着信音、赤ちゃんの泣き声、自動車のクラクションなどを聞き分けて教えます。聴導犬と表示しています。



# 身体障害者の 安全を確保するために、 避難所での「補助犬の同伴」の受入は 法律で義務化されています

## ■法律により、避難所では身体障害者の補助犬同伴の受入が義務化されています。

### ○身体障害者補助犬法

身体障害者の身体障害者補助犬（以下、補助犬という）使用については、この法律によって、**公共施設、交通機関（電車、バス、タクシーなど）、公共の場所（レストラン、デパート、ホテル、病院など）における同伴の受入が義務化**されています。

### ○障害者差別解消法

障害のある人に対する「**不当な差別的取扱いの禁止**」「**合理的配慮の提供**」が求められています。障害のある人が避難所において必要な配慮を求めたとき、受入側は負担が重すぎない程度で、対応を行わなければなりません。

## ■避難所入口に「ほじょ犬マーク」を掲示してください

避難所には、身体障害者の補助犬同伴が認められていることがわかるよう、厚生労働省で制作している「ほじょ犬マーク」を入口や受付等に掲示してください。  
身体障害者にとって安心ができるだけでなく、他の避難者への理解促進となります。（マークが掲示されていない避難所に同伴ができないわけではありません）



←厚生労働省のホームページにデータがあります。



## ■身体障害者の補助犬同伴や受入のポイントなどは以下のページで確認できます



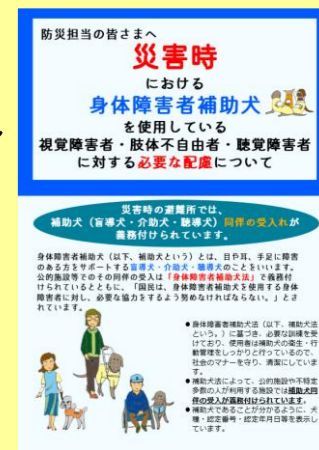
←厚生労働省「身体障害者補助犬」に関するページ



←障害者総合福祉推進事業(厚生労働省)で作成しているリーフレットなどはこちら(作成：社会システム(株))



←身体障害者補助犬使用の支援をしている「日本補助犬情報センター」のホームページ



# 身体障害者が補助犬を同伴して避難してきたら・・・

## ご本人に、どんな配慮が必要かをうかがってください

「どんな配慮が必要か？」など、わからないことがあれば、具体的にうかがって、安全な避難所での暮らしを一緒に考えてください。  
場合によっては、医療機関やケアマネージャー等との連携で対応することが必要となります。

避難所での同伴が認められている補助犬とは？



補助犬の使用にあたっては、「身体障害者補助犬認定証（使用者証）」の携帯と、ハーネスや胴着への表示が義務付けられています。

## 配慮の主なポイント

障害のある人にとって、避難所での生活には多くのバリアが存在することが予想されますが、安全な避難生活を送っていただくための配慮のポイントを示します。

### 【障害に配慮した居住スペースの確保】

- 身体障害者は、移動が困難、情報が得にくいなどがあるため、運営スタッフに近い場所を居住スペースとするのが望ましいが、当事者と相談して決める
- 設備（トイレ等）への動線の確認が必要

### 【周囲の避難者との調整】

- 補助犬の同伴は法律で認められていることの理解を促す（補助犬は使用している障害者の手足耳となってサポートしているため必要不可欠な存在である）
- 補助犬の管理は基本的に障害者本人が衛生管理も含めて行う義務があることの理解を促す
- アレルギーがある方、犬が苦手な方とは距離をとって調整する

### 【具体的な配慮事項の確認】

- 身体障害者にとって、普段の設備利用（トイレ等）とは違うことがバリアとなる。具体的な説明が必要
- 自宅とは違う場所での補助犬の世話（排泄物の処理、シャンプーやブラッシング等）には戸惑いも生じることが予測されるため、サポートが必要な場合もある
- 必要な配慮は障害によって異なることから、ご本人にお伺いすることが重要

同伴している補助犬は仕事をしているため、声をかけたり、触ったり、餌をあげたりしないでください。



## 関係機関と連携し、各段階でのケアが必要

避難所生活から仮設住宅へなど、段階が変化していくことに応じて、関係機関と連携し（例えば仮設住宅管理者との調整等）、補助犬同伴の理解を促すことなども必要です。

## ～これまでの災害や訓練の事例を紹介します～

### 日頃からの見守りが、視覚障害者の安全な避難につながった（R6能登半島地震）



石川県能登町在住の盲導犬ユーザーは、日頃から盲導犬を同伴して通勤し、近所の方々との関係性を築いていた。また防災訓練に力を入れている地域に住んでいたことから、地震発生後、避難した小学校では、受入に問題はなく、運営者からは視覚障害者に対する十分な配慮がなされただけでなく、補助犬のことも考慮した居住スペースが確保された。盲導犬ユーザーは「快適な避難生活であった」と振り返っている。

### 防災訓練への積極的な参加が、補助犬ユーザーとして地域に知ってもらう機会となった

島根県松江市在住の盲導犬ユーザーは、島根県総合防災訓練をはじめとした防災訓練に積極的に参加している。当初は「盲導犬の世話はできないので参加を取りやめてほしい」などの申し入れをされたが、自身が地域に説明をし、参加を実現していくことで、行政担当者や他の参加者に障害者の避難、補助犬を同伴する場合の状況などについて知ってもらう機会となっている。



### ！ 補助犬同伴の受入が義務化されていることを避難所運営者が知っておくことが重要です

大規模地震の発生後、ある補助犬ユーザーは、避難所へ向かったが、補助犬の受入についての認識がなかった運営者に「避難所への同伴は難しい」と言われ、避難所における補助犬同伴が法律で認められていることを自身で説明してようやく受入となった。補助犬同伴の受入の認識を広げていくことの必要性を感じているとともに、自分自身も、避難所に行くことが想定できていないため日頃の備えなど必要と考えている。

